

青色申告

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-airo.or.jp



蒲田税務署長 望月 健司

着任のぶいあいつ

残暑の候、一般社団法人蒲田青色申告会の会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこと心からお慶び申し上げます。

この度の定期人事異動により、東京国税局査察部から転任してまいりました望月でございます。前任の高橋署長同様、御厚誼を賜りますよう、お願い申し上げます。

一般社団法人蒲田青色申告会の会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、江川会長の下、役員・会員の皆様为一体となつて、申告納税制度の基盤となる「青色申告制度」の普及に取り組まれています。

記帳・決算指導会のほかに、各種講習会や広報活動などの幅広い事業活動を通じて、税知識の啓発やe-Taxの普及・拡大にも努められるなど、地域に密着した幅広い活動を積極的に展開されています。

また、確定申告期間中は、税務署の確定申告会場における「青色コーナー」に従事いただくとともに、会員の皆様への適正な申告の推進とe-TaxをはじめとしたICT申告の利用促進に御尽力いただきました。

こうした皆様方の御尽力と熱意ある活動に対しまして、深く敬意を表しますとともに、今後、貴会との間にこれまで培われてまいりました協調関係をさらに発展させ、可能な限りの御支援をさせていただきます。

たく所存でございます。

令和5年分の確定申告より開始したマイナポータル連携による給与情報の自動入力につきましては、会員への制度周知及び源泉徴収票のe-Tax提出依頼に御協力をいただき感謝を申し上げますとともに、制度の定着ひいては納税者の利便性の向上のため、今後ともお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

国税当局においては、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献も図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおり、本年1月から電子取引に関するデータ保存の完全義務化が開始した電子帳簿等保存制度への対応など、蒲田青色申告会の皆様方との連携・協力は欠かせないものと考えております。

蒲田青色申告会の皆様におかれましては、引き続き会員の皆様に対して、e-Taxの利用や年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付、その他会計・税務のデジタル化を含めた様々な側面からの業務のデジタル化促進を働きかけていただきますよう、お願い申し上げます。

私どもでは、従来にも増して、貴会との意思疎通を図り、相互信頼と協調関係を更に深めてまいりたいと考えておりますので、税務行政への一層の御支援と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人蒲田青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

蒲田税務署
担当の方々のご紹介



仲村渠副署長

〔メッセージ〕 蒲田税務署2年目となりました。蒲田青色申告会の皆様方には日頃から税務行政に対し、深いご理解と多大なるご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

本年も貴会との連携、協調を維持してできる限りの協力をさせていただきます。貴会におかれましても、マイナポータル連携やキャッシュレス納付など各種制度の周知広報にご協力をいただきますようお願いいたします。



川野個人課税第1統括官

〔メッセージ〕 この度の異動で船橋税務署からまいりました。蒲田青色申告会の会員の皆様には、記帳指導や青色コーナーのほか、昨年はインボイス制度の広報などにつきましても、ご協力いただきありがとうございました。

本年もe-Taxの推進のほか、定額減税に対する対応など、引き続きご協力いただきますようよろしくお願いいたします。



大東指導上席

〔メッセージ〕 蒲田税務署指導担当2年目となりました。

本年も蒲田青色申告会の皆様と青色申告の普及、税の啓蒙活動などに取り組んでまいりたいと思っております。今年1年どうぞよろしくお願いいたします。

節税 ア・ラ・カルト

・小規模企業共済

個人事業主とその共同経営者の退職金制度です。掛金は月額1,000円～70,000円で、加入者本人の所得控除の対象となります。一括受取は退職所得扱い、分割受取は公的年金等の雑所得扱いと、受取時も税制的に優遇されます。

・経営セーフティ共済

取引先の倒産による売掛金の回収困難時に、無担保・無保証人、無利子で共済金の貸付を受けられます。掛金は月額5,000円～200,000円で、必要経費に算入できます。掛金総額は800万円までで、解約手当金は収入に計上します。

・国民年金基金

国民年金の第1号被保険者が老齢基礎年金に上乘せする年金制度です。基本の終身年金にプラスして、自由にプラン設計が出来ます。掛金はiDeCoと合算して月額68,000円が上限となり、所得控除の対象となります。公的年金等の雑所得扱いで、受取時も税制的に優遇されます。

※小規模企業共済、経営セーフティ共済、国民年金基金のパンフレットは事務局に用意しておりますので、加入ご希望の方は、事務局（電話 3732-1310）へご連絡ください。

青色共済へのご加入をご検討ください!!!

青色共済は、疾病等による死亡・入院が発生したとき等にお見舞金が給付される、会員相互の助け合い制度です。85歳6ヶ月まで継続加入ができ、傘寿金の給付を受けて自動脱退となります。青色共済会費は、月額1人1,000円。便利な口座振替をご利用いただけます。

また、青色共済加入者は、健康診断「青色ドック」の標準検査を特別料金で受診できます。

新規のご加入資格は、加入時現在、健康で正常に業務に従事している昭和28年11月2日～平成21年11月1日までに生まれた青色申告会員、専従者、従業員の方です。

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

会員サービスいっぱい 申告会をご利用ください

当会では、全会員に蒲田会報「青色申告」を毎月配布し、会員の方に役立つ税情報などを提供しております。

また、講習会や説明会、記帳や決算・申告の個別指導会のほか、福利厚生制度のご案内など、様々な活動を行っております。当会で実施している活動の一部をご紹介します。

記帳・決算申告

令和5年度延べ772人の会員の皆様にご来局いただきました。

記帳指導

記帳の仕方に不安のある方、会計ソフトを使って記帳を行いたい方に、簡易簿記から複式簿記まで、ご希望にあわせて個別指導いたします。

講習会・説明会

複式簿記講習会、決算説明会、確定申告説明会ほか多数、開催しています。

確定申告指導会

東京税理士会蒲田支部の協力を得て、所得税・消費税の決算・申告の指導を行っております。

源泉所得税・年末調整指導会

従業員・青色事業専従者の源泉所得税・年末調整の指導を行っております。

共済・保険

◇ 会員福利

次の共済や保険等に加入ができます。

・ 青色 共済……

病気、ケガでの入院等の幅広い総合保障

・ 東京青色傷害保険……

さまざまな事故によるケガと日常生活における賠償事故の補償

・ 東京青色がん保険……がんに備えた保険

・ 小規模企業共済制度……

事業主の方の退職金制度

・ 中小企業退職金共済制度……

従業員の退職金制度

・ 経営セーフティ共済……

取引先倒産への備え

・ 国民年金基金……

国民年金に上乗せする自営業の方のための公的年金

・ ファミリー交通傷害・交通事故傷害保険……

交通事故に備える(年齢不問)

・ 自転車保険……

自転車事故に備える(年齢不問)

・ 自動車共済……

関東自動車共済の20%団体割引

・ 火災 共済……火災事故等への備え

また、大樹生命、アメリカンファミリー等の団体扱もご利用できます。

◇ 融資の紹介

日本政策金融公庫、東京商工会議所の各融資制度をご紹介します。

東京商工会議所の経営改善資金(マル経融資)制度をご利用される場合、「無担保・

無保証人」で、運転資金や設備資金の融資を受けることができます。

その他のサービス

◇ レクリエーション

日本旅行主催の旅行が7%引き・ラフオーレ倶楽部を会員利用ができる等の特典が受けられる青色サービスパスの発行、東京デイズニリゾートやサンリオピューロランド等の割引券等の配布もしております。

スポーツクラブ(ルネサンス、コナミス、メガロス)法人会員利用が出来ます。

◇ 青色家づくり支援機構

青色申告会がバナソニックホームズ・旭化成ホームズ・大和ハウスと提携し、会員限定のさまざまな特典をご用意し、住まいづくりをサポートします。

◇ 不動産売買サポート

住友不動産販売・東急リパブルでの不動産売買において、仲介手数料が20%割引になる特典が受けられます。

◇ 法律相談

東京青色申告会連合会の無料の法律相談をご案内しております。(毎月2回)

◇ 相続税相談

東京税理士会蒲田支部の相続税個別無料相談会をご案内しております。(毎月1回)

◇ その他

個人事業主の方が有利になる税制改正運動を行っております。

※ご質問等ございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせください。

【当会の役員はボランティアで活動しております】

小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)

★国の融資制度「マル経融資」をご存知ですか？

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要（信用保証協会の保証も不要）の融資制度です。

【限度額】 2,000万円

【利率】 1.45% (2024年8月1日現在)

【融資対象】

- ・従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人以下）の法人・個人

【使途】 事業資金（運転・設備資金）

【返済期間】 運転7年以内・設備10年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

※大田区より当初3年間、支払利息の40%が補助されます。

※この融資限度額及び返済期間の取扱いは、2025年3月31日、日本政策金融公庫受付分までとなります。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所 大田支部 まで

TEL 03 (3734) 1621 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

経営上でお悩みの時
窓口専門相談をご利用ください

- ◎ 法律相談 ◎ 税務相談
- ◎ 労務相談 ◎ 金融相談

《予約制・無料》

※本相談は経営に関する相談に限定しております。

都税だより

☆9月は、固定資産税・都市計画税

第2期分の納期です (23区内)

9月30日(月)までに、6月にお送りした納付書でお納めください。口座振替、スマートフォン決済アプリ、金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング及びATMのほか、パソコン・スマートフォン等から地方税お支払サイトへアクセスすることで、クレジットカードでも納付できます。

☆小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します (23区内)

東京都では、中小企業者等を税制面から支援するため、昨年度に引き続き、23区内の小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税について、令和6年度分の税額を2割減免します。

減免を受けるためには申請が必要です。申請期限は令和6年12月27日です。ただし、同一区内で前年度に減免を受けられた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

☆都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも、簡単に納付できます。詳細は、主税局HPをご確認ください。

(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16)

【お問い合わせ先】 大田都税事務所

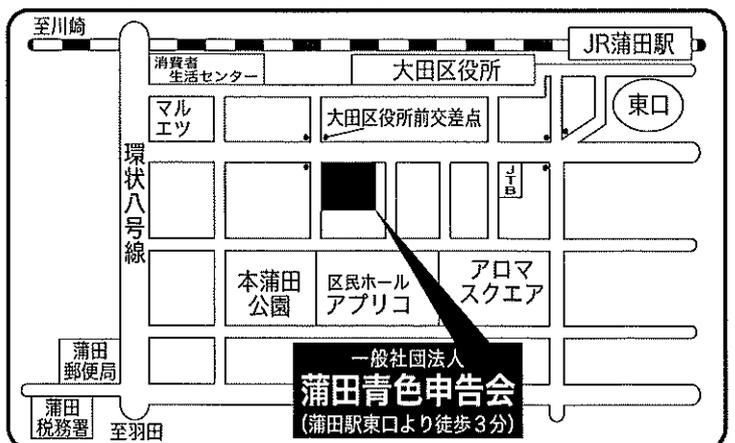
電話 03(3733)2411 (代表)

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

一般社団法人

蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

9月24日(火)に令和6年11月〜令和7年1月分が引落しされます。なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため「領収書」は発行いたしません。

八月 事業報告

- 二九日 東青連第2ブロック専務事務局長会議
- 二七日 「会計ソフトを利用した記帳指導」業務
- 二六日 東青連会勢拡大研修会、青色申告普及・会勢拡大出陣式
- 二六日 東青連理事會、東京青色申告会館
- 二六日 東青連職員共済会「カスハラ研修会」
- 二六日 東青連会勢拡大研修会、青色申告普及
- 二六日 アルカディア市ヶ谷
- 二六日 「会計ソフトを利用した記帳指導」業務
- 二六日 東青連第2ブロック専務事務局長会議
- 二六日 めぐる青色申告会